

42 - 03

審理終結通知の省略

1. 審理終結通知を省略できる場合

次の場合は、審理終結通知を省略しても、当事者にとって格別不利にならないものと考えられるので、審理終結通知を省略しても良い。

- (1) 拒絶査定不服の審判であって、請求が成り立つ場合。
- (2) 事件を原審に差し戻す（特§160、旧実§41、意§52、商§56、68）場合。
- (3) 補正の却下不服の審判であって、請求が成り立つ場合。
- (4) 訂正審判であって、請求が成り立つ場合。

2. 審理終結通知の省略が問題となる例

審理終結通知をせずにした審決の直前に、明細書等の補正、審判資料の補充などが行われていて、それらを審理の対象にしなかった結果、当事者の一方に不利益を与える場合。

この場合には、審決が違法とされることがあり得る。しかし、それは審理終結通知を怠ったためではなく、審理不尽のためである。^(注1)

3. 当事者系審判において、審決却下を行う場合（請求書の副本を被請求人に送達していないものも含めて）当事者双方へ審理終結通知を行う。

（注1）昭和41年（行ケ）184（昭46．3．23）参考審判決集（ ）p.25

（改訂H22.11）